

会員各位

宮城県行政書士会
会長 高橋靖祐
(公印省略)

行政書士業務の適法かつ適正な執行について（緊急通知）

平成 27 年 4 月 9 日宮城県土木部事業管理課並びに総務部市町村課より、当会に対し口頭にて指導を受けました。

いずれも行政書士法並びに行政書士倫理への抵触が疑われる重要な内容です。

会員におかれましては、当然ながら法令遵守を旨として、適正かつ公正に業務を遂行し、精励恪勤しているものと思いますが今般の指導を真摯に受け止め、襟を正す好機とするため、取り急ぎ通知いたします。

業務執行に当たっては、法令はもとより倫理的にも疑念のないよう、なお、一層思慮分別ある行動をお願いいたします。

記

(指摘事項)

- 1、 建設業許可申請等を行政書士が代理申請した中に、虚偽申請が疑われる内容について確認せずに文書作成や申請をしている。あるいは虚偽文書と疑われる書類を添付・提示している。(行政書士倫理第 9 条、第 11 条、建設業法違反、)
- 2、 建設業許可や経営事項審査について、受任者を行政書士とする委任状添付により代理申請しているが、窓口には常に補助者しか出頭せず、内容の把握を行政書士がしていない。(行政書士倫理第 11 条、本会補助者規則第 5 条違反)
- 3、 上記 2 を反復継続して申請している行政書士事務所があり、名義貸しの疑いがある。(行政書士倫理第 8 条違反)
- 4、 行政書士に許認可申請等の業務を委任し、受任したにもかかわらず、業務を遂行せずに放置しているとの苦情がある。(行政書士倫理第 21 条違反)

以上

⇒ 裏面に続く

【参照条文】

行政書士法

(行政書士の責務)

第10条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

行政書士倫理

(名義貸しの禁止)

第8条 行政書士は、自ら業務を行わないで自己の名義を貸与し、その者をして業務を行わせてはならない。

(違法行為の助長等の禁止)

第9条 行政書士は、違法若しくは不正な行為を助長し、又はこれらの行為を利用してはならない。

(事務従事者に対する指導監督)

第11条 行政書士は、常に、事務に従事する補助者又は事務員の指導監督を行わなければならない。

2 行政書士は、事務に従事する補助者又は事務員をしてその職務を包括的に処理させてはならない。

(不正の疑いがある事件)

第14条 行政書士は、依頼の趣旨が、目的、内容又は方法において不正の疑いがある場合には、事件の受任を拒否しなければならない

(事件の中止)

第21条 行政書士は、受任した事件の処理を継続することができなくなった場合には、依頼者が損害を被ることのないように、事案に応じた適切な処置をとらなければならない。